

武雄市公示第 13 号

消防本部・武雄消防署統合庁舎建設基本設計業務委託について、武雄市建設関連共同企業体取扱要領に基づき認定を受けた有資格共同企業体による指名競争入札を行うので、建設関連業務共同企業体入札参加資格確認申請の受付の期間及び方法を次のとおり公示する。

平成 27 年 2 月 18 日

武雄市長 小 松 政

1. 設計委託業務に関する事項

- (1) 設計委託業務名： 委広域委第 3 号

消防本部・武雄消防署統合庁舎建設基本設計業務委託

- (2) 委託業務場所： 武雄市武雄町大字富岡 12629 番地 2 他

- (3) 予定履行期間： 契約締結日から平成 27 年 6 月 30 日まで

- (4) 業務の概要： 消防本部・武雄消防署統合庁舎建設基本設計業務

① 消防本部、武雄消防署、通信指令本部を集約して配置計画を行う。

(外構共)

② 建物(延床面積 4276.4 m²)の平面、立面、断面図の作成

③ パースの作成

④ その他書類作成

2. 共同企業体に関する事項

- (1) 構成員の資格要件(公示日時点において、資格要件を有するものに限る。)

ア すべての構成員が次の各号の要件を満たすものとする。

① 佐賀県内に本店を有するものであること。

② 武雄市建設工事入札参加者の資格に関する規則第 3 条第 1 項第 4 号の要件を備えたものであること。

③ 佐賀県内において建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

④ 武雄市建設工事の請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本業務の入札参加申請書提出期限日から開札の日までの間、受けていないこと。

イ 共同企業体の代表者は、次の要件を満たすものとする。

① 一級建築士が 3 人以上勤務していること。(公示日時点における常勤者に限る。)

② 元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30% 以上の場合に限る。)として平成 17 年 4 月 1 日以降に完了した主要な用途が事務所棟の用に供する建物(以下、「事務所等建築物」という。)で、1 棟の延べ面積が 1,500 m² 以上の新築、増築、改築工事の建築設計業務の実績を有すること。

※事務所等の用に供する建物とは、事務所、警察署、地方公共団体の庁舎など、又は建築基準法別表第一(一)から(四)までに定める用途に供する施設です。ただし、共同住宅を除く。

③ ②の業務における管理技術者又は意匠担当主任技術者を本業務の管理技術者として配置できること。

ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の要件を満たすものとする。

① 杵藤地区広域市町村圏組合の構成市町（武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町）内に本店を有するものとする。

② 一級建築士が勤務していること。（公示日時点における常勤者に限る。）

（２）構成員の数

２者とする。

（３）出資比率

各構成員は、30%以上の出資比率であること。

（４）代表者の要件

代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

（５）共同企業体の存続期間

ア 委託業務を受託した場合

受託契約の履行後３ヶ月を経過した日までとする。

イ 委託業務を受託しなかった場合

受託契約の受託者が確定した日までとする。

３．入札参加申請書及び提出資料

（１）建設関連業務共同企業体入札参加資格確認申請書

（２）建設関連共同企業体協定書

（３）建設関連共同企業体編成表

}（１）～（３）袋綴じ

（４）一級建築士事務所登録申請書（写）又は建築士事務所登録証明書

（５）所属建築士名簿（保険証（写））

（６）設計業務完了実績調書（契約書（写）、建築基準法第18条第3項の規定による確認済証（写）、図面（写））

（７）配置予定技術者経歴書

４．提出期限及び提出場所

（１）提出期限 平成27年2月25日（水） 16時まで

（２）提出場所 武雄市役所政策部財政課契約係（武雄市武雄町大字昭和1番地1）

電話 0954-23-9320

５．指名業者の決定

（１）資格確認の申請があった共同企業体について資格審査を行い、適格なものを有資格共同企業体として認定する。

（２）有資格共同企業体の中から指名した者については、入札の通知を行う。

（３）指名されなかった者については、非指名通知書によりその理由を通知する。